

## 地域包括支援センター受託法人の選定について

### 1. 業務名

船橋市地域包括支援センター業務委託

### 2. 業務の概要

#### (1) 目的

地域における高齢者の総合相談と包括的支援体制を確立し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のため、包括的支援事業等を行う。また、高齢者が要介護状態になることを予防するため、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）を行う。

「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（いきいき安心プラン）」（令和3年3月策定）に基づき、南部地域包括支援センターが担当する圏域の一部を分割し、新たに宮本地区及び本町地区を担当する地域包括支援センターを設置し、受託候補者を選定する。また、平成28年度に民間事業者への委託により設置した4か所の地域包括支援センター（習志野台、法典、三山・田喜野井、豊富及び坪井）について、公募時に提示した6年の期間が満了することから、改めて受託候補者を選定する。

なお、価格のみによる競争では所期の目的が達成できないことから、ふさわしい受託候補者の選定をプロポーザル方式にて実施するものである。

また、広く事業者を募集するため、公募型にて実施する。

#### (2) 担当地区

- ①「宮本」及び「本町」地区コミュニティ
- ②「三山・田喜野井」地区コミュニティ
- ③「習志野台」地区コミュニティ
- ④「法典」地区コミュニティ
- ⑤「豊富」及び「坪井」地区コミュニティ

#### (3) 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 3. 応募要件

#### (1) 応募資格

令和3年7月1日現在、法人格を有し、かつ、以下の何れかの施設（事業所を含む）の経営又は自治体からの受託実績があること。

- ① 介護保険法に基づく指定又は許可を受け事業所を運営している法人  
但し、福祉用具貸与・販売のみの事業所を除く
- ② 介護保険法に基づく地域包括支援センターを運営している法人
- ③ 老人福祉法に基づく老人介護支援センター（在宅介護支援センター）を運営している法人

#### (2) 配置予定職員の提示

申し込み時点における配置予定職員として、法人内職員で次に示す三職種をそれぞれ1

名ずつ提示できること。なお、グループ内の法人は、同一法人とみなす。

① 「保健師その他これに準ずる者」

・「準ずる者」とは、看護師資格を有し、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験及び地域ケア、地域保健等に関する経験が1年以上ある者をいう。なお、「準ずる者」の看護師には准看護師は含まない。

② 「社会福祉士その他これに準ずる者」

・「準ずる者」とは、福祉事務所等の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者をいう。

③ 「主任介護支援専門員」

**(3) 運営要件**

① 介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及びその他の事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができること。

② 受託する圏域内で指定介護予防支援事業所の指定を受けること。

**4. 応募制限**

1 法人が複数の地域包括支援センター業務に応募することはできない。(なお、現在本市の地域包括支援センター業務を受託している法人が応募することを妨げるものではない。)

**5. 事業スケジュール**

**(1) 公募要項等の配布**

令和3年6月15日(火)午前9時から船橋市地域包括ケア推進課にて配布。  
船橋市ホームページにおいても公募要項を掲載。

**(2) 応募期間**

令和3年7月13日(火)午前9時から8月31日(火)午後5時まで

**(3) 受託候補者への選定結果通知**

令和3年10月中旬

**6. 提案額**

市が定める上限価格及び最低制限価格の範囲内で見積額を提示すること。

**7. その他**

**(1) 選定結果**

各応募法人に当該応募法人の結果を通知するとともに、船橋市のホームページに特定された受託候補者を公表する。

**(2) 契約の締結**

審査により選定された者と提案の内容を元に随意契約を締結する。

**(3) 次回の選定**

委託法人の選定については、6年後にプロポーザル方式により再度行う予定である。